

## 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた検討について

## 1. マイクロチップについて

- 直径 1.6 ミリ～2 ミリ、長さ 8 ミリ～12 ミリの円筒形の生体適合ガラスもしくは生体適合性樹脂で覆われ、15 桁の番号が記録されている動物用医療機器
- 番号は国（3 桁）、動物（2 桁）、メーカー（2 桁）、個体識別番号（8 桁）
- 装着は獣医療行為とされ、装着に必要な費用は、数千円
- 番号を読み取るのに必要なマイクロチップリーダーは、自治体の動物愛護センターや保健所等のほか、警察署、動物病院、動物取扱業者等が保有
- マイクロチップを装着された犬猫の所有者情報（氏名、住所等）については、（公社）日本獣医師会（AIPO）等において、番号と結びつける形でデータを管理（登録料：1,000 円）  
〔平成 29 年 3 月 8 日現在の登録数：1,484 千件（犬：1,183 千件、猫：296 千件、その他：4 千件）〕

## 2. 改正動物愛護管理法における規定

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号）附則第 14 条において、以下のとおり規定

- (1) 国は、装着の義務化に向けた研究開発の推進とその成果の普及、装着に関する啓発、登録情報の管理体制の整備に必要な施策を講ずること
- (2) 国は、販売される犬猫への装着の義務化に必要な規制の在り方について、5 年後を目途として、装着率の状況等を勘案して検討し、必要な措置を講ずること

## 3. 環境省の対応

- (1) 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年環境省告示第 140 号）を改正し、普及推進と販売される犬猫への装着の義務化に向けた検討を行うことについて、国の講ずべき施策として位置づけた。（平成 25 年 8 月 30 日公布、同年 9 月 1 日施行）
- (2) 動物の所有者等の努力義務規定である「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」（平成 18 年環境省告示第 23 号）についても、飼い主情報の適切な登録と更新などを推進するための規定を追加した。
- (3) パンフレット等の作成による普及啓発に加え、供給企業等関係者からの情報収集を行っている。
- (4) 「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」のモデル事業として、マイクロチップ等の所有者明示の推進事業を実施